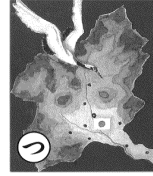




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年12月21日(月) 号外(第4号)

目次

ページ

条 例

- 群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例(デジタルトランスフォーメーション課)

2

■ 条 例

群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和二年十二月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第六十一号

群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 官民共創により新たな事業の創出及び地域課題の解決を図り、もって社会の变革につなげていく拠点とするため、群馬県庁舎三十二階官民共創スペース(以下「官民共創スペース」という。)を前橋市に設置する。

(業務)

第三条 官民共創スペースは、次に掲げる業務を行う。

- 一 多様な人材の交流、新たな事業の創出及び地域課題の解決につながる各種の取組
- 二 前号に掲げるもののほか、官民共創スペースの設置の目的を達成するために必要な業務

要な業務

(閉場日)

第四条 知事は、必要があると認めるときは、閉場日を定めることができる。

(利用の承認)

第五条 官民共創スペースの施設のうち別表に掲げるもの(以下「特定施設」という。)を利用しようとする者は、知事の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定施設の利用を承認しないことができる。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

二 官民共創スペースの施設、附属設備、備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 公益上やむを得ない必要が生じたとき。

四 官民共創スペースの設置の目的に反するとき。

五 前各号に掲げるもののほか、官民共創スペースの管理上支障があると認められるとき。

3 知事は、官民共創スペースの管理上必要があると認めるときは、第一項の承認(以下「利用の承認」という。)に条件を付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第六条 利用の承認を得た者(以下「利用者」という。)は、当該特定施設を承認を得た目的以外の目的に利用し、又は他人に利用させてはならない。

(利用の承認の取消し等)

第七条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は特定施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。

一 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。

二 第五条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第五条第三項の規定により利用の承認に付した条件に違反したとき。

四 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(原状回復義務)

第八条 利用者は、その利用を終了したとき(前条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を制限され、若しくは停止されたときを含む。)は、直ちに特定施設を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第九条 官民共創スペースの施設、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、知事の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第十条 利用者は、別表に掲げる区分に応じた額の使用料を納付しなければならない。(使用料の減免)

第十一条 知事は、特別の理由があるとき、使用料の全部又は一部を免除

することができる。

(使用料の返還)

第十二条 納付した使用料は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができるきない理由により特定施設を利用することができなくなった場合は、この限りでない。

(規則への委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、官民共創スペースの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、官民共創スペースの利用の開始に必要な利用の承認その他の準備行為を行うことができる。

別表(第五条、第十条関係)

有料座席	区分			単位	使用料
	時間利用	一日利用	一月利用		
	時間利用	一日につき	一月につき	二五〇円	
	一日利用	一日につき	一月につき	一、〇〇〇円	
	一月利用(個人)	一月につき	一月につき	一〇、〇〇〇円	
	一月利用(法人)	一月につき	一月につき	二五、〇〇〇円	

注1 一時間を単位として定められている使用料の利用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。

2 時間利用として利用の承認を受けた者が、同一の日において、四時間を超える利用を行ったときは、一日利用として取り扱うものとする。

3 一月を単位として定められている使用料の利用期間に一月未満の端数がある

ときは、一月として計算するものとする。

4 3の規定にかかわらず、一月を単位として利用の承認を受けた者が、月の中途から利用を開始する場合の当該月の使用料の額は、当該月の利用開始の日から当該月の末日までの日数に、個人の場合は三百三十円を、法人の場合は八百三十円を乗じて得た額とする。

5 4の規定により算出した額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
